



議案第七十一号

三朝町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の
一部改正について

次のおり三朝町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を改正することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議
会の議決を求める。

昭和六十年六月二十五日

三朝町長 松村喬成

昭和六拾年六月廿六日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部を

改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三〇〇万円以上一、三〇〇万円以下」を「三三〇万円以上一、七〇〇万円以下」に、同条第二号中「一、一〇〇万円以下」を「一、三七五万円以下」に改める。

第三条の二第一項中「一、五〇〇万円」を「二、〇〇〇万円」に改める。

別表中備考欄以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係） 障害者賞じゆつ金

障害の等級	功勞の程度による支給額
第一級	一三、七五〇、〇〇〇円以下 三、三〇〇、〇〇〇円以上
第二級	一〇、三〇〇、〇〇〇円以下 三、〇〇〇、〇〇〇円以上
第三級	九、〇〇〇、〇〇〇円以下 二、七〇〇、〇〇〇円以上
第四級	八、一〇〇、〇〇〇円以下 二、四〇〇、〇〇〇円以上
第五級	六、九〇〇、〇〇〇円以下 二、一〇〇、〇〇〇円以上
第六級	六、〇〇〇、〇〇〇円以下 一、八〇〇、〇〇〇円以上
第七級	五、〇〇〇、〇〇〇円以下 一、五五〇、〇〇〇円以上
第八級	四、二〇〇、〇〇〇円以下 一、三〇〇、〇〇〇円以上

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。